

新旧対照表

○公社等外郭団体関与指針細則（抜粋）

改正後	改正前
（省略） 3 公社等外郭団体に該当する法人（指針第3関係） （1）資本金等に占める県の出資又は出捐の割合が4分の1以上の法人 公益財団法人千葉県私学教育振興財団、公益財団法人成田空港周辺地域共生財団、京葉臨海鉄道株式会社、東葉高速鉄道株式会社、いすみ鉄道株式会社、公益財団法人千葉県消防協会、公益財団法人千葉ヘルス財団、社会福祉法人千葉県身体障害者福祉事業団、公益財団法人千葉県生活衛生営業指導センター、公益財団法人千葉県動物保護管理協会、公益財団法人印旛沼環境基金、公益財団法人千葉交響楽団、公益財団法人千葉県文化振興財団、公益財団法人ちば国際コンベンションビューロー、公益財団法人千葉県産業振興センター、株式会社幕張メッセ、公益財団法人かずさDNA研究所、一般財団法人千葉県勝浦海中公園センター、株式会社千葉データセンター、千葉園芸プラスチック加工株式会社、公益社団法人千葉県園芸協会、公益社団法人千葉県緑化推進委員会、一般財団法人千葉県漁業振興基金、公益財団法人千葉県水産振興公社、一般財団法人千葉県まちづくり公社、公益財団法人千葉県建設技術センター、千葉県土地開発公社、千葉県道路公社、公益財団法人千葉県下水道公社、千葉県住宅供給公社及び公益財団法人千葉県暴力追放運動推進センター （2）資本金等に占める県の出資又は出捐の割合が4分の1未満であり、かつ、県が損失補償等を行っている法人 千葉県信用保証協会 （3）資本金等に占める県の出資又は出捐の割合が4分の1未満であり、かつ、県として特に関与を要するとした法人 一般財団法人千葉県環境財団及び公益財団法人千葉県教育振興財団	（省略） 3 公社等外郭団体に該当する法人（指針第3関係） （1）資本金等に占める県の出資又は出捐の割合が4分の1以上の法人 公益財団法人千葉県私学教育振興財団、公益財団法人成田空港周辺地域共生財団、京葉臨海鉄道株式会社、東葉高速鉄道株式会社、いすみ鉄道株式会社、公益財団法人千葉県消防協会、公益財団法人千葉ヘルス財団、社会福祉法人千葉県身体障害者福祉事業団、公益財団法人千葉県生活衛生営業指導センター、公益財団法人千葉県動物保護管理協会、公益財団法人印旛沼環境基金、公益財団法人千葉交響楽団、公益財団法人千葉県文化振興財団、公益財団法人ちば国際コンベンションビューロー、公益財団法人千葉県産業振興センター、株式会社幕張メッセ、公益財団法人かずさDNA研究所、一般財団法人千葉県勝浦海中公園センター、株式会社千葉データセンター、千葉園芸プラスチック加工株式会社、公益社団法人千葉県園芸協会、公益社団法人千葉県緑化推進委員会、一般財団法人千葉県漁業振興基金、公益財団法人千葉県水産振興公社、一般財団法人千葉県まちづくり公社、公益財団法人千葉県建設技術センター、千葉県土地開発公社、千葉県道路公社、公益財団法人千葉県下水道公社、千葉県住宅供給公社及び公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議 （2）資本金等に占める県の出資又は出捐の割合が4分の1未満であり、かつ、県が損失補償等を行っている法人 千葉県信用保証協会 （3）資本金等に占める県の出資又は出捐の割合が4分の1未満であり、かつ、県として特に関与を要するとした法人 一般財団法人千葉県環境財団及び公益財団法人千葉県教育振興財団

改正後	改正前
附則 1 本細則は、令和4年12月27日から施行する。 附則 1 本細則は、令和5年4月1日から施行する。 附則 1 本細則は、令和6年3月15日から施行する。 附則 <u>1 本細則は、令和7年4月1日から施行する。</u>	附則 1 本細則は、令和4年12月27日から施行する。 附則 1 本細則は、令和5年4月1日から施行する。 附則 1 本細則は、令和6年3月15日から施行する。